

2018年12月22日(土) 第5回労働教育実践交流集会

地域から労働教育の取り組み

ワークルールと若者支援を結ぶ会 岸田則子

はじめに。

ワークルールと若者支援を結ぶ会は初年度、川崎市男女共同参画センターと協働事業を行い、現在はかわさき市民公益活動助成金事業として3年目の小さな任意団体です。

市民活動の位置づけで高校生や大学生等に向けて出前授業、市民に向けて公開学習会などを行っています。

これまでの主な活動

2015年	
10月	高校生のあなたへ「働くときのルールブック」を作成 (川崎市男女共同参画センター協働事業費で発行)
11月	川崎市立高津高校 定時制4年生の皆さまへ出前授業(現代社会)
2016年	
6月	就労援助センター 利用者の皆さま、職員の皆さまへ出前授業
8月	知る・考えるワークルールカフェ 「ワークルール・社会保障・組合」のお話し 講師：弁護士、労働組合相談員、社会保険労務士
10月	ミニワークショップ 第1回 「求人票から考える働くときのルール」
11月	ミニワークショップ 第2回 「給与明細から見える社会保障」 会場はスペインバル(飲食店)
通年	専修大学 情報ネットワーク学部の学生さん(2年生)と大学連携事業 (リーフレット、HPの作成を通じて学生さんと交流)
2017年	
4月	静岡市内の県立高校 2年生 出前授業(家庭科:選択)
7月	知る・考えるワークルールカフェ 第2弾 「ワークルール・社会保障・組合」のお話し 講師：弁護士、教員(川崎市教職員連絡会)、社会保険労務士
10月	ワークショップ「知っていますか? キャリア教育」 ワークルールで子どもを守るためには 講師：筒井美紀さん
11,12月	厚木市内県立高校(2年生)出前授業(総合の学習の時間) と2回の事前学習(資料を準備し事前に読み合わせ等を行ってもらった)

12月	東京家政大学（1年生）出前授業
1月	横浜市内県立高校（2年生）出前授業（選択科目）
3月	日野市 学習支援を受ける中学生（2,3年生）の皆さんへ出前授業
2018年	
6月	神奈川県県央支部教研 教員の皆さまへ出前講座
7月	ワークルールカフェ 第3弾 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークルールの基本や組合活動を通して見える働く場での課題や解決例 講師：よこはまシティユニオン 川本浩之さん ・ライフリテラシーゲームを作成した理由を通して社会保障の課題、役割、必要性について 講師：ライフリテラシー 加藤千晃さん
10月	厚木市内県立高校（3年生）出前授業（総合の学習の時間）
11月	ワークショップ 「今の時代だからこそ必要とされるキャリア教育ってなんですか？」 講師：児美川孝一郎さん 教員2名（元定時制先生と県立舞岡高校中山先生）による現場からの報告



〔1〕なぜ、市民活動？（“ソト”からの意義って？）

- 高校生、大学生だけでなく、中学生や就労支援事業所の利用者さんなど、“労働教育”（広い意味で）を必要としている方はさまざま
- 活動場所もさまざま
- ワークルールカフェやワークショップなど企画もさまざま
 - ワークルールカフェ
 - ・ワークルールや社会保障について基本的な内容を伝えることが目的
 - ・会のメンバーの体験談をもとにトーク・働くことに関する総合相談会を取入れる
 - ・お茶やお菓子を提供して話しやすい場をつくる
 - ワークショップ
 - ・労働教育の必要性を考え、学校で労働教育を行うことが難しい理由や課題、解決策や自分たちにできることは何だろう！を共に考える場にしたい
 - ・キャリア教育をテーマにする
 - ・【課題】生徒や学生を呼べる環境をつくる工夫（集客（？）は難しい）や内容の検討
- 現場の課題（外国から来た生徒、手帳就労、小さな子の面倒を見る、家を出たいなど）を知り、考える機会とする

〔2〕つながりたい！

- 小さな任意団体（市民の集まり）、力不足ゆえにさまざまな方（教員、地域ユニオン、県の労働相談員の方など）とつながり、ご協力いただき課題解決に向けて知恵や工夫を共有したい。
 - ・初年度の川崎市立高校定時制の授業から
 - 授業の参考にするために「固定残業制」の具体例がほしいとお願いし、求人票の資料提供を受けた
 - 今年6月に実施した県央支部教研では求人票を示して説明に使用（実例があるとわかりやすい）
 - 11月のワークショップでは現場からの報告をしていただいた
 - ・厚木市内の県立高校の授業
 - 地域ユニオン、県の労働相談員の方の協力を得られた
 - ・地域ユニオンの方 → 授業からつながりワークルールカフェの講師を依頼
 - ・県の教職員組合にご協力いただいた → ワークショップのチラシ配布を依頼（地区の労働基準監督署でチラシ配架に協力いただきましたが、生徒も学生も先生方も労基署へは行きませんね・・・。）
- さまざまな団体（個人）の特徴を活かし、連携したい

〔3〕出前授業について

- 授業の対象が中学生、高校生、大学生と異なれば当然、授業の内容も工夫が必要となるし、人数によっても工夫が必要
- 授業終了後は質問を受け（感想からも拾う）手寧に回答を行う
- 授業の感想や意見をワークショップ等に反映させたい

①日野市 学習支援を受ける中学生（2,3年生）

- ・高校生になったらアルバイトをしたい（家計を助きたい）生徒へ向けて出前授業
- ・「“働く”ことを考えてみよう」をタイトルに労働時間や賃金、18歳未満に皆さんの働くときに注意する点などを説明
- ・アルバイトの具体的なイメージがもてるように、大学生のスタッフも含めて仕事（アルバイト）についてのアンケートの結果を伝え、スタッフの労働条件通知書を提示（大学生のみではなく、調理の方など（年齢層広い）も参加していただいた）
- ・アルバイトをしてよかったこと、困ったことと相談した人（具体的に誰に？）
- ・今まで働いて受け取ったお給料の使い方で良い遣い方と良くなかった遣い方をスタッフの経験から伝える
- ・身近な大人の経験を伝えることは意味があると考える

（ワークショップ：自分の気持ち伝える力が弱い、ルールを守ってもいい思いをしたことがない）

②東京家政大学（1年生）

- ・タイトルは「給与明細の読み方」（ハウツーものと思われがちですね）
- ・3つのキーワードを設定

生活できる賃金（給与）は？

給与明細から見える労働法（労働者を守る法律）

支え支えられる社会保障の意義と課題

- ・学生さんにはご自身がアルバイトで受け取った給与明細を持参し比較してもらう

〔内容〕

イ) 給与（賃金）を受け取るのは誰？

労働者について説明

ロ) 給与明細の4つの項目（勤怠、支給、控除、差引支給額）の意味を説明

ハ) 「勤怠」の説明から、

所定と法定の違い、（割増賃金の計算や三六協定の説明も含めて）あなたの労働時間は正しく反映され、労働時間に応じた賃金が支払われていますか？

（長時間労働は割増賃金を支払えばいいのか？健康と命の問題を考えよう）

ニ) 「控除」の項目から

働くことにつながる社会保障制度を説明

給与明細には現れない“労災保険”の大切な役割を説明

ホ) 2017年11/27の毎日新聞社説

『危機の社会保障「働けど貧しい」支える側がやせ細っていく』を事前配布

非正規の増加と社会保障から除外される非正規

自己責任に陥らない

学生の声

- ・タイムカード打刻後の仕事が賃金に反映されていない
- ・給与明細を一度も受け取ったことがない（月の途中で先月分を確認させられるが確認の時間も取れずサインして終わることもある）
- ・「給与明細なんか受け取ったことはない」は意外と多い（高校生も）
- ・シフトについて、具合が悪いときは休んでもいいのですか？
- ・過剰にシフトを入れられたりしたこともあった
- ・今まで給与明細の「支給」の部分しか見ていなかった（これからは見方を変える）
- ・（制服の）着替えなどの時間は含まれず、労働時間の端数はすべて切り捨て
- ・高校生のときにこの授業を受けておきたかった
- ・ワークルールや労働者の権利についての教育は義務教育から取り入れても早すぎることはないと思う
- ・大学を卒業して正社員になれば安定していいだろうと考えていたが、そういう時代ではないと感じた

③厚木市内の県立高校（全日制）

2017年（2年生）、2018年（3年生）と2年続けての出前授業

- ・1年目は事前アンケートを実施
- ・約8割の生徒が現在、アルバイトをしている、アルバイトをしたことがあると回答

2018年の授業の「お題」は

「昨年の復習も交えながら、生徒たちが社会に出て労働者として向き合う可能性が出てくる問題にどう対応するか考えることができればよい」

内容を分担

- ・よこはまシティユニオン 川本さん：
起きやすい労働トラブルとそれに応じた労働相談窓口について説明
- ・岸田：昨年の復習を行ったうえで、今年の春に実際にあった事例（多少アレンジ）を
あげて内容に応じた社会保障の制度や注意点を説明


（岸田：資料 一部抜粋）

①

療育センターで働くあり子さん、働き始めて3年、職員の人数も足りないこともあり、労働時間が長く、仕事の責任も重い、

さまざまな理由が重なって、心の病気になってしまいました。

医師から診断書をもらい、病気が悪化しないようにありさんは「しばらく仕事を休みたい」と伝えました。



④

就業規則（資料2ページ）を改めて確認したら、

- ✓1年以上、勤務しているので1年間の「休職」ができる
- ✓休職期間中の賃金の支払いはなし

「休職」の規定、ありました！

- ・もう一度、勇気を出して「**休職します！**」と伝え、
- ・社会保険の資格をもとに戻してもらい、
- ・健康保険から傷病手当金を受け取ることもできました。

②

ところが、職場の責任者からは「パートで働けば、週3日でもいいね！」と、

ありさんの希望は聞いてもらえず、体調も悪いため、無理をしながらも職場へ

責任者からは「パートになったから、社会保険の資格もなくなったよ、健康保険証は返してね」

困ったありさんは先輩のしろくまさんへ相談しました。（川本さんレジメ 仲間が重要！）

⑤

ありさんのその後 ①

- ✓ありさんの病気の原因が仕事であるなら、**労災保険の申請**を行うこともできます
- ✓一人では難しいけれど、労災保険の申請の支援してくれるところもあります（神奈川労災職業病センターなど）
- ✓ありさんは毎日、帰る前に「帰るメール」をしていました。（川本さんレジメ **記録が重要！**）

1年間、休職したけれど、病気がよくなりました
退職となりました。

③

「休みたい」と伝えたのに・・・、
パートに？

お休みできないの？
でも、お休みしている期間の治療費や生活は？
心配なことばかり・・・、



ゆっくりお休みしたいよね。

皆さんならどうする？

(資料2ページ 就業規則)
(資料3ページ 健康保険)

⑥

あり子さんのその後 ②

退職後はどうすればいいですか？

- ✓ 傷病手当金は退職後も継続して受け取れますか？
(労災保険の補償に変わっていたら)
- ✓ 会社を辞めた後、健康保険や年金はどうすればいいの？
- ✓ 退職したら「離職票」が届きました。
「離職票」ってなに？
- ✓ すぐに働けません。雇用保険はどうしたらいいの？
- ✓ 収入がないのに国民健康保険料を支払うのは大変
- ✓ そのうえ国民年金も！

(よこはまシティユニオン 川本さん : 資料 一部抜粋)

- ・事前に『「女工哀史」異聞』（「労働者と農民」中村政則 1988年を読んでもらう）
そもそも「女工哀史」を知っていますか？
率直な感想を聞かせてください（生徒さんへ呼びかけ）

労働問題とその対処方法

①賃金未払い

- ・約束通り支払われない、残業代がもらえないなど→労働基準監督署
- ・解決率はおおよそ半分ぐらい→いわば借金の取り立て
- ・早めの相談と記録が重要

②いじめ・いやがらせ（パワーハラスメント）

- ・規制する法律がない→上司のさらに上や相談機関でダメ
→相談活動に熱心な労働組合や神奈川県労働センター（県）
- ・記録（録音など）も大事だが、実は仲間が重要
- ・やはり早めが肝心→体調を崩す人も

③解雇・退職強要

- ・明白な法違反（妊娠中と労災休業中など）→労働基準監督署
- ・組織的な人減らし→相談活動に熱心な労働組合ないしは神奈川県労働センター
- ・単に気に入らないなど理不尽なもの→相談活動に熱心な労働組合
- ・いずれにせよ、仲間が重要
- ・辞めさせてくれないという相談も増えている

川本さんからのメッセージ

「家族や友人、同僚に相談はできても会社との交渉はできないよね！」

「法律的に正しいことはもちろん必要、だけど共感の強さや大きさ、そして仲間は重要！」

2017年の授業の生徒の感想

- 仕事のことでは憲法や労働組合法を見るのは初めて。中学の社会で簡単に触れただけだったけれど、この授業を聞いて内容がなんとなくわかった。
- 最近、過労死について法律があるのになぜ?と置いていたが、確かに法律は突然できないのでこれからは過労死なんかなくなるような法律ができるといいなと思った。
- 労働組合が何をやっているのかもっと聞きたかった。
- なるべくたくさんの人との関わりや相談できる関係をもちたい
- 今まで働くことで起こる問題は自分で解決しないといけないと置いていたが、意外とそうでないことがわかった
- あきらめないでちゃんと組合に相談する事が大切だとわかった
- トラブルがあっても諦めずに改善方法を探そうと思った、労働組合は覚えておこう
- 誰か一人の行動で世間の意識が変わるってすごいと思う

2018年の授業の生徒の感想

- 難しい、よくわからないとの声もたくさんあり
- まず労働する前に必要な契約書はしっかり読まないといけないということがわかった
- 来年の今頃には働いているので、今回のような講座はありがたいと思った
また、手続きは面倒だけど、やっておいて損はないことがたくさんあることを知った
- 働くことが決まったら、色々な条件を確認しておかないといけないと思った
会社を辞めるときに決まりごとがあることを知らなかったらので知ることができてよかった
- 社会に出たら、あきらめないことを学びました。
- 父がケガをして会社に労災の電話をしていて、色々理不尽なことになっていたけど、今、思うと父に会社はブラックなのかもと考えさせられ父に同情します
- 困ったことがあるときには一人で抱え込まないで周りの人に相談するように心がけようと思った、早めの行動やメモを取るようになっていく
- 今、労働の問題で自殺したりしてしまったりする人も少なくありません
自分で耐えられなくなる前にこういうことを言ってもいいんだということがわかった
- 自分は持病があるので、社会保障のことを聞くことができてよかった

④神奈川県立高校教職員組合 県央支部教研 出前講座

- 厚木市内の県立高校の出前授業のつながりで実現
- かながわ労働センター川崎支所の相談員の方の協力を得る
- 無期転換ルール、裁量労働制、固定残業制について質問あり
- 固定残業代制の具体例の説明に関連して、1カ月の平均所定労働時間の計算の仕方について質問が多かった
- 現場の先生方の声を聞く良い機会になった

教員の皆さまの声

〔ご自身の学校でまたはクラスでワークルールがおこなわれていますか〕

- 現代社会の授業で実施（社会科）
- 前任の学校では3年生に社労士の授業を行ってもらったことがある（社会）
- 家庭科、社会科、などの教科で教員個人の考えで1、2年生に実施（家庭科）
- 求人票の見方ということでは行われているが、労働者として知るべきルールという点ではあまり行っていない（商業）
- あまり行われていない状況ですが、昨年「ブラックバイト」の実態の講演会を3学年の学年集会で行いました
- 現代社会の授業で扱う（社会）
- 社労士の方に講師をお願いして最低賃金の話をしていただいたことがある（理科）
（契約の話までは踏み込まれていなかったと思う）
- 全体では行われていない、ほとんど行われていない

〔課題だと思われることはありますか？〕

- 生徒はアルバイトをしているが、それについて権利などがわかっていない実態がある
- 成人年齢を18歳にすると労働契約で無知につけこまれないか心配
- アルバイトをしている生徒はいるが店長に要求できるかがわからない
- 生徒が他人ごとだと思っている、自分には当てはまらないのではないか・・・
- いろいろ内容が多岐にわたっているので生徒にはまず何をはじめに教えたらいいのか？（社会科）
- 通信制で対象生徒が全員登校するとは限らない
- 職員の意識が課題、学年単位で「集会」等を組み入れるのは難しそう
- 知っておくべきこと、相談できる期間などをしっかり伝える
アルバイトでもルールに反する事態は起きているので、やはり対処する方法などを教えるべきだと思う
- 生徒の意識が課題だと思う、高校生になってすぐにアルバイトを始める生徒が多くいる学校ですので、アルバイト時代に都合よく教育されてしまうことがあるのかなーと思ったりする
- 資料（例：ワークシートやDVD）の用意
用語の理解を深める機会
- 教員自身が正しく理解していないのでは（少なくとも自分はこのような場にくるまでよくわかっていなかった）

- どの学校でも行われているか不明
労働組合に対する理解、交渉するためのスキル、教員がブラックなので生徒にワークルールが浸透しにくい、説得力に欠ける
- 教員に知識が少ない、だが、持つことを要求されるのもどうなのか？と思う
労働契約について専門職員を非常勤として配置する必要がある
- 教員の意識改革が一番必要
教員も労働者であるという認識をしっかりと持つべき
建設業の一人親方のような働き方に課題がある
- 生徒は少ない給料でも気にしない
この意識を変えないと教育しても話が入っていかないという意識の部分
- アルバイトに関連したことなら生徒も身近に感じるだろう
何より身近に具体的に感じるができることが大切

〔4〕 目指したいのは？

- 「若者支援を結ぶ会」を名称に加えた理由は、知識を伝えて終わりにしたくない
 - 11月のワークショップ（元定時制教員の方から）現場の報告からワンストップのような団体があって、そこへ行けば色々なことについて（例えば相談先など）教えてもらえるような組織が生まれたりいいなと思う
 - 学校の手だけでは足りない、学校の教員もわからないことばかり
- 学校とさまざまな外部との連携が大切
 - 地域でワークルールのネットワーク（伝えたい思いをつなぐ）づくり
 - 仕事を続けるためや仕事に就くためだけでなく、まっとうな社会を創るためのワークルール教育
 - 児美川先生から
土台なきキャリア教育
「社会的自立」という土台が築けていないのに→「職業的自立」ばかりをめざそうとして上滑り→結果として、身につけるべき力も獲得できない

〔5〕 その他の課題

- 保護者の皆さまに関心をもってもらうにはどうしたらよいか？（一番、大きな課題！）
保護者の皆さまの後押しがあったらもっとやりやすい！
- 助成金事業だから・・・、
地域の制限を受ける（川崎市外の授業等では助成金の使用は不可）
手弁当では続かない（続けられない）

第3弾!

平成30年かわさき市民公益活動助成事業
後援:川崎市

ワークルールカフェ

アルバイトもパートも正社員もみんな働く人。

そんな働く人を守り、支えているのがワークルールや社会保障です。

困ったときの味方になる社会保障、働く私たちを守るワークルールや組合の話聞き、カフェのようにお茶を飲みながら気軽にみんなで考えてみませんか。

ワークルールってなに?

働く時間、休日・休暇、賃金など、働く上での基本的なルールのことです。



日時

7月21日(土)

13:30～16:00 (13:00開場)

場所

てくのかわさき 第5研修室

資料代

一般500円 学生200円

講師紹介

川本 浩之さん



1968年生まれ。神奈川県労働職業病センター職員。1991年ひとりでも入れる労働組合神奈川シティユニオン結成に参加。

現在はよこはまシティユニオン書記次長を務め、メンタルヘルスなど労働職業病を中心に労働相談活動に従事。

加藤 千晃さん



ライフリテラシー代表。企業の管理部門勤務時に社会制度の知識の重要性を実感し、15年7月「入門!ライフ・リテラシーゲーム」発売開始。高校、大学での出張授業、企業研修の講師も務めている。

長女のアルバイトをきっかけに、学校で労務教育がされていないことに危機感を持ち、開発中のゲームにも盛り込んだ。

【第1部】13:30～14:50

○ワークルールの基本や組合活動を通して見える働く場での課題、解決例などについて・・・川本浩之さん

○ライフリテラシーゲームを作成した理由を通して社会保障の課題や役割、必要性について・・・加藤千晃さん

— 休憩 —

【第2部】15:00～16:00

○質疑応答&みんなでトーク! (お茶・お菓子付)

○まとめ

申し込み・問い合わせ:

ワークルールと若者支援を結ぶ会

Mail: Workruleyoung@gmail.com (すぎやま)

Fax: 044-788-6702 (きしだ)

主催団体 **ワークルールと若者支援を結ぶ会**

“ワークルール”を伝えるために、主に社会人になる前の高校生や大学生に向けて出前授業や公開学習会を実施しているグループです。

<http://workrule0401.html.xdomain.jp/>



今の時代だからこそ必要とされる キャリア教育ってなんですか？

「キャリア教育」・・・一般的には小中学校での職場体験や大学生のインターンシップなどが思い浮かびますが、若者の働き方が変わり、非正規で働く時の課題はもちろん、正社員であっても長時間労働や残業代の未払い、ワーキングプアなどさまざまな問題に直面する若者が増え、離職率も高止まりが続いています。

キャリア教育が生まれた背景や内容を知ると同時に、働き始める若者の心や身体を守るために、今だからこそ必要とされる“キャリア教育”について話し合い、私たちにできることを考えましょう！

関心のある皆さまのご参加をお待ちしています。



開催日時 11月10日(土) 13:30～16:30(13:00開場)

第1部 13:30～15:20
講演：法政大学教授 児美川孝一郎さん
現場からの報告：教員2名

休憩 15:20～15:30

第2部 15:30～16:30
質疑応答とワークショップ、まとめ

会場 中原市民館 第3・4会議室／合併

参加費 一般500円 学生200円

講師紹介 児美川孝一郎(こみかわ こういちろう)



法政大学キャリアデザイン学部 教授
専門分野：教育学(青年期教育、キャリア教育)
一般社団法人日本キャリアパスポート協会理事
授業の合間をぬって全国各地の学校での講演、教員研修講師などを幅広くつとめている。
著書「キャリア教育のウソ」「権利としてのキャリア教育」など多数



主催団体 ワークルールと若者支援を結ぶ会

“ワークルール”を伝えるために、主に社会人になる前の高校生や大学生に向けて出前授業や公開学習会を実施しているグループです。

HP：<http://workrule0401.html.xdomain.jp/>